

鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事

| 図番 | 図面名称 | 縮尺 |
|------|--------------------|-------|
| E-00 | 図面目録 | NON |
| E-01 | 電気工事特記仕様書(1) | NON |
| E-02 | 電気工事特記仕様書(2) | NON |
| E-03 | 配置図・付近見取図 | 1:400 |
| E-04 | 受変電設備単線結線図 | NON |
| E-05 | 幹線配線 2.3.4.屋上階平面図 | 1:200 |
| E-06 | 体育館配線 2階平面図 | 1:100 |
| E-07 | 空調室外機置場拡大図、盤結線図 | 1: 50 |
| E-08 | 空調リモコン収納盤 | NON |
| E-09 | 空調室内機電源・制御配線 2階平面図 | 1:100 |
| E-10 | 配線系統図(空調機1台) | NON |
| E-11 | 配線系統図(空調機4台並列) | NON |
| E-12 | 総合監視盤(集中リモコン) 姿図 | NON |
| E-13 | 集中リモコン配線 2階平面図 | 1:200 |

25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
29. 受注者はトラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
34. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
35. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
36. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。

- (1) 本工事の建物分類は（**特定の施設**・一般の施設）であり、地域係数は（**1.0**・0.9）とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

| 設計用標準水平震度 | | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|----------------|---------|------------|------|-------|------|
| 設置場所 | 機器種別 | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、 屋上及び塔屋 | 機 器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| 中層階 | 水 槽 類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 機 器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水 槽 類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 機 器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水 槽 類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器（**☉** 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ ）
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

37. 各種荷重計算
対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
38. 強度計算
対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）
39. 土工事の残土処分
（ ・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
40. コンクリート工事
受変電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 第三者機関 ・ JIS工場） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
※強度試験の立会いについて、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
・ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
42. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

| 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | － | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | － | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |

- (注) ・ 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
・ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。
44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 ・ **無**）

| 備品等名称 | |
|-------|--|
| 保管場所 | |
| 注意事項 | |

45. 仮設トイレの洋式化
受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- 当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快適トイレ）」とする。
 - 当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

46. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
対象工事は、徳島県OALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。
47. 受注者は、足場を設置する場合、組立解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。
また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

VII. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕 <2>2. 2. 9、<2>2. 12. 4）
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2. 2. 10、<2>2. 12. 5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、（**ステンレス製**・鋼板製）とし、（メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない）とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2. 9. 1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2. 9. 1、<2>2. 1. 12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E/D接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・ 配電盤 ）
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕 <2>1. 7. 4）なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm2以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。（標仕 <2>2. 1. 2）
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。（標仕 <2>2. 10. 4. 5）

- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1. 4. 5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕 <6>2. 28. 2）
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

VIII. 機材等

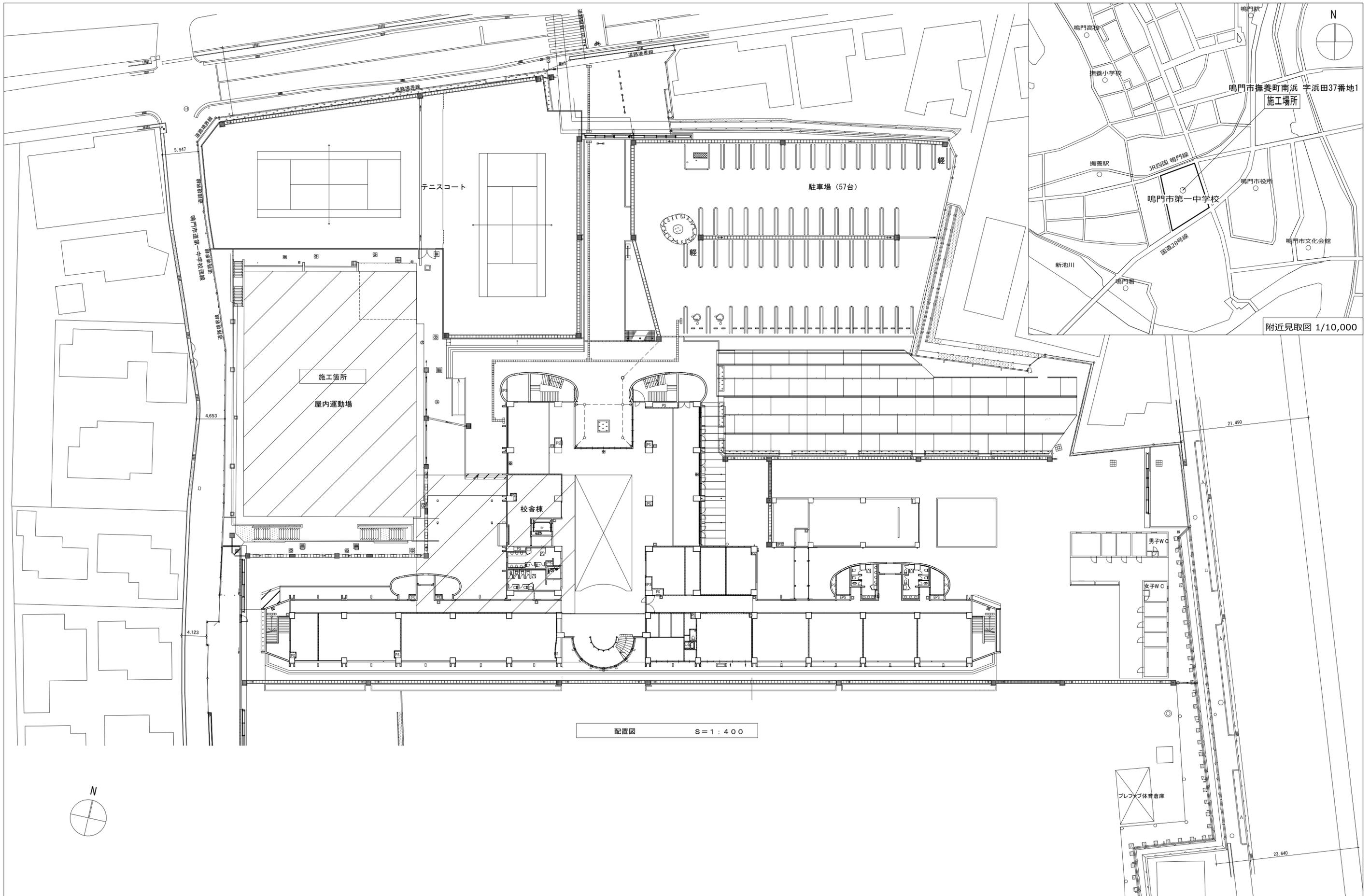
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

| 品 目 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|----------------|--|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤（実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 300kVA以下のもの |
| 太陽光発電装置 | 出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置（系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。） ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | |
| 鋳鉄製ふた(マンホールふた) | |

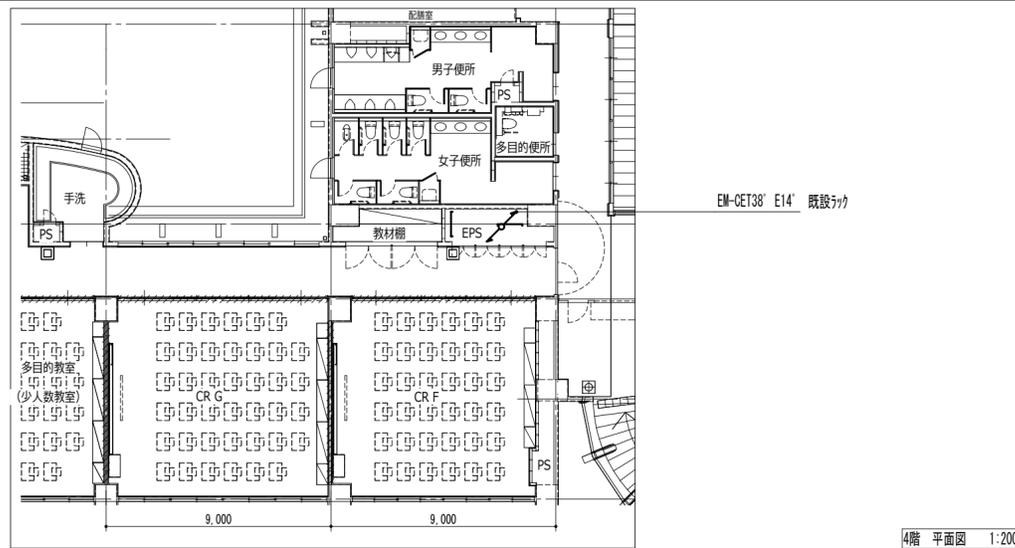
IX. その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

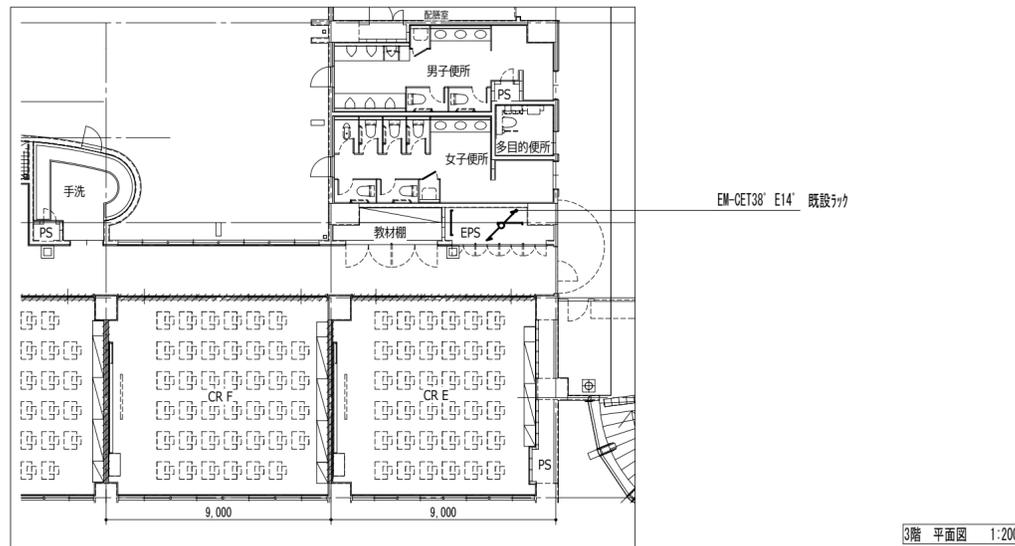
| | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--------------------------|-------|----------------------------|-------|-------|
| 訂正 | | | | | | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. |
| | | | | | | 株式会社社デザイン | 鳴門事務所 | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | | E-02 |
| | | | | | | 一級建築士 大森登録第164276号 中野 和敏 | | 図面名称 | 整理No. | |
| | | | | | | | | 電気工事特記仕様書（2） | 縮尺 | NON |



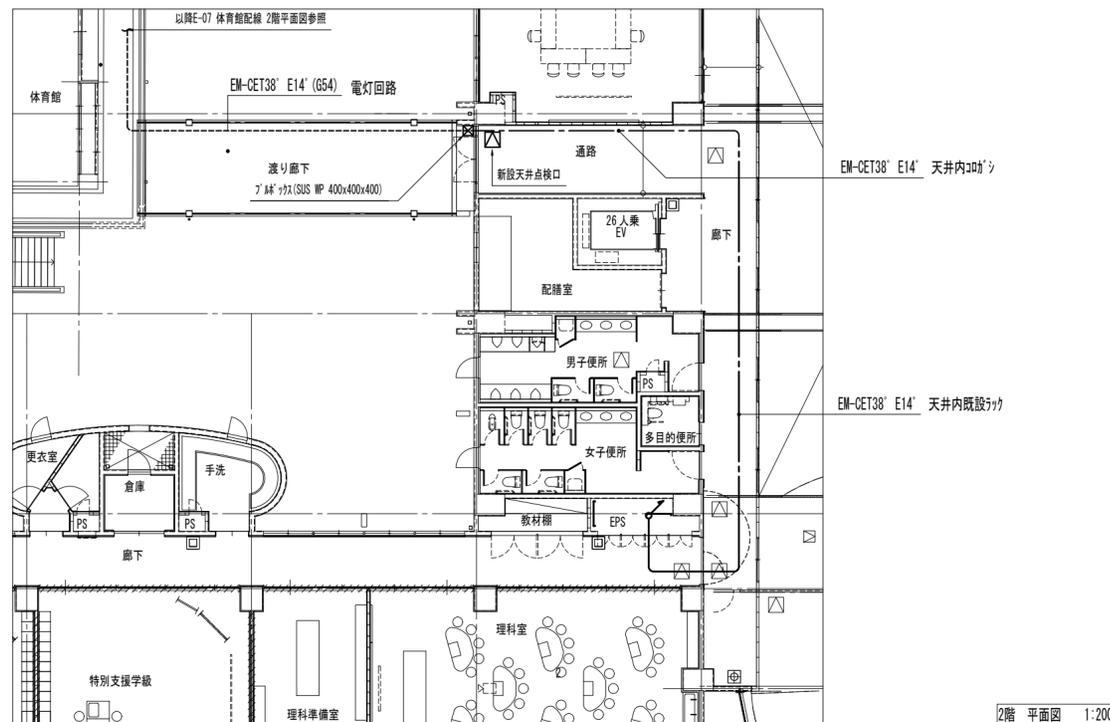
| | | | | | | | | |
|----|--|--|--|----|----|------------------------------------|-------------|------|
| 訂正 | 株式会社デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敬 | | | 作成 | 承認 | 工事名称 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | 設計No. | E-03 |
| | | | | 発行 | | 図面名称 配置図、付近見取図 | 縮尺 1:400 | |



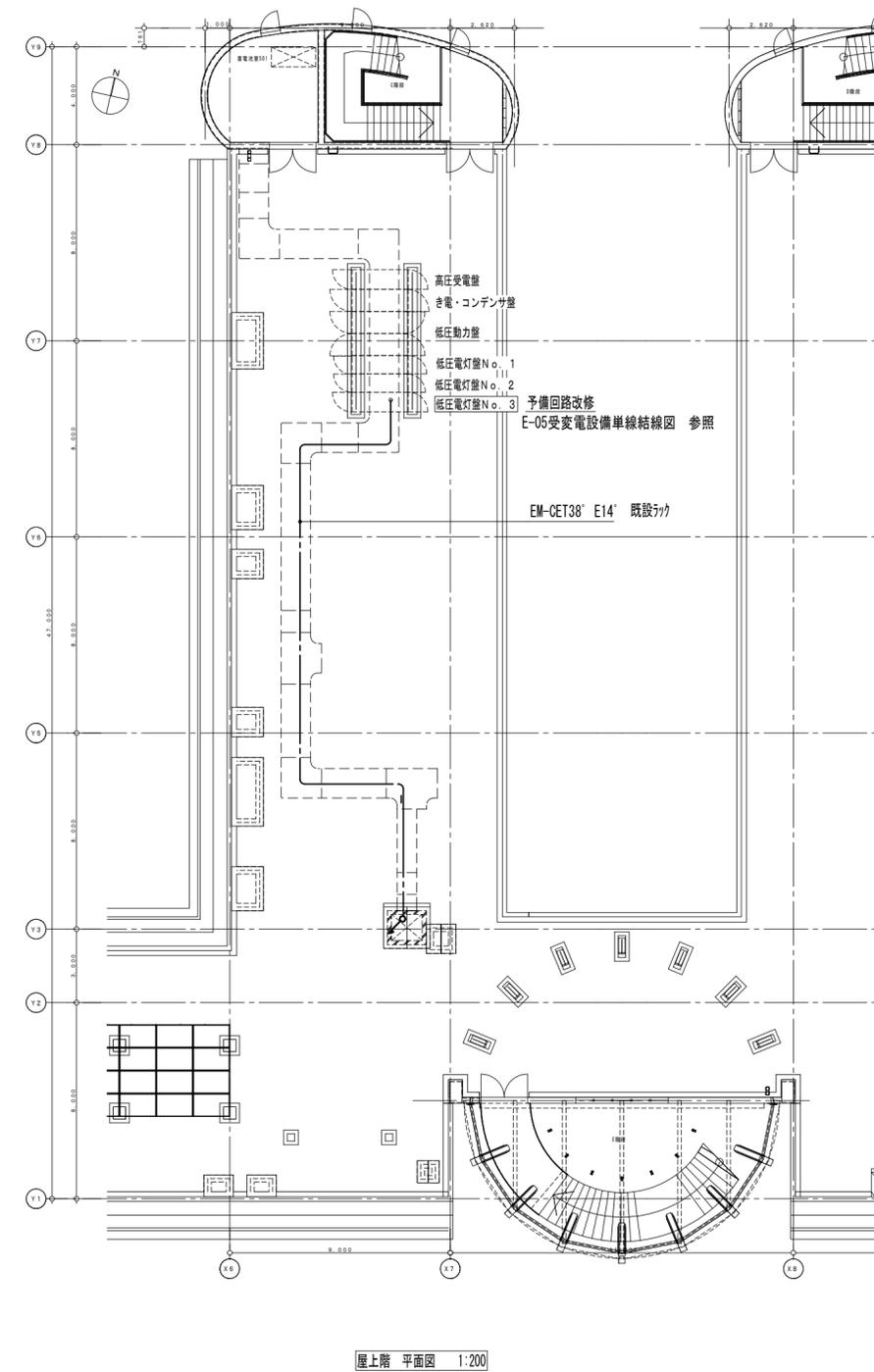
4階 平面図 1:200



3階 平面図 1:200



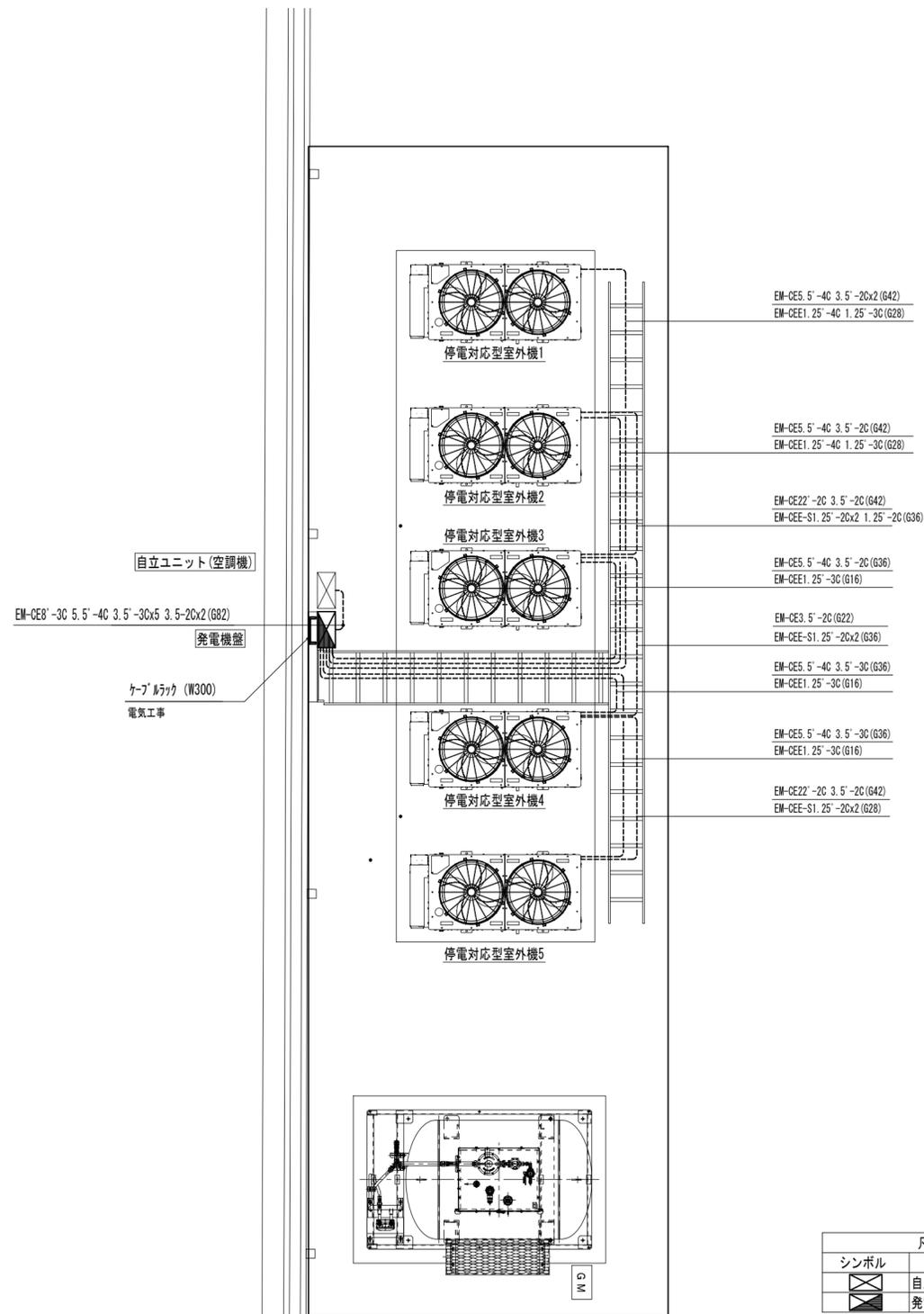
2階 平面図 1:200



屋上階 平面図 1:200

| | |
|----|--|
| 訂正 | |
|----|--|

| | | | | | |
|--|----------|----|------------------------------------|----------------|-------|
| 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大登録第164276号 中野 和敬 | 作成 発行 | 承認 | 工事名称 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | 設計No. 図面No. | E-05 |
| | | | 図面名称 幹線配線 2.3.4.屋上階平面図 | 縮尺 1:200 | 整理No. |



発電機盤
国交省仕様 屋外壁掛型 (SUS)
塗装 指定色

| 盤記号 | 盤内系統 | 分岐回路 | 分岐回路 | | | 負荷名称 | 負荷容量 (想定容量) VA | 備 考 | |
|----------------------|-------------|------|------|------|------|------|----------------------|--------------|-------------------------|
| | | | 回路番号 | 回路電圧 | MCCB | | | | ELCB |
| 分 電 盤 | 制御室 | | | | P | AF | AT | | |
| 主開閉器容量 | MCCB 3P150A | | | | | | | | |
| 1φ 3W ケーブル(動力盤)より | | ① | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 1 | |
| | | ② | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 2 | |
| | | ③ | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 3 | |
| | | ④ | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 4 | |
| | | ⑤ | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 5 | |
| | | ⑥ | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 停電対応型室外機 1 | |
| | | ⑦ | 200 | ○ | 3 | 50 | 30 | 自立ユニット | |
| 自立ユニットより | | ① | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | 空調機リモコン収納盤 | リモコン電源 |
| | | ② | 100 | ○ | 2 | 50 | 30 | GHP発電機盤 | 1790 既設災害用発電機盤 接続(照明設備) |
| 停電対応型室外機より | | ⑦ | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | GHP発電機盤コンセント | 400 新設防水コンセント |
| 弱電用スペース | | | | | | | | | 端子板 100P 実装 |

© ED

GHP発電機盤
国交省仕様 屋外壁掛型 (SUS)
塗装 指定色

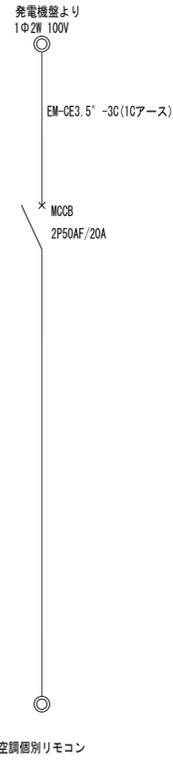
| 盤記号 | 盤内系統 | 分岐回路 | 分岐回路 | | | 負荷名称 | 負荷容量 (想定容量) VA | 備 考 | |
|-----------------|------------|------|------|------|------|------|----------------------|--------------|------|
| | | | 回路番号 | 回路電圧 | MCCB | | | | ELCB |
| 分 電 盤 | 制御室 | | | | P | AF | AT | | |
| 主開閉器容量 | MCCB 3P30A | | | | | | | | |
| 1φ 2W 発電機盤より | | ① | 100 | ○ | 2 | 50 | 30 | 既設災害時用発電機接続盤 | 1790 |
| | | ② | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | 防水コンセント | 400 |

© ED

既設災害用発電機接続盤 改修

注 記
盤面もしくは内部、盤横壁に接続方法等の説明板を新設する。
(E-07 体育館配線2階平面図 注記(2)参照)

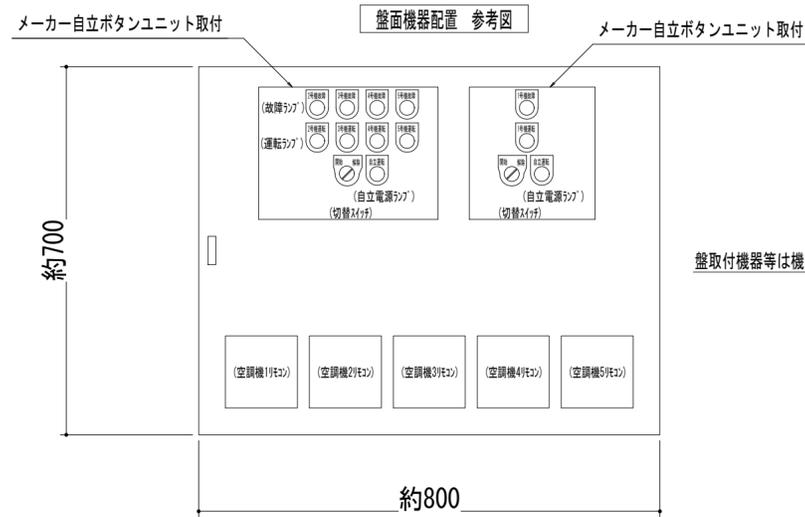
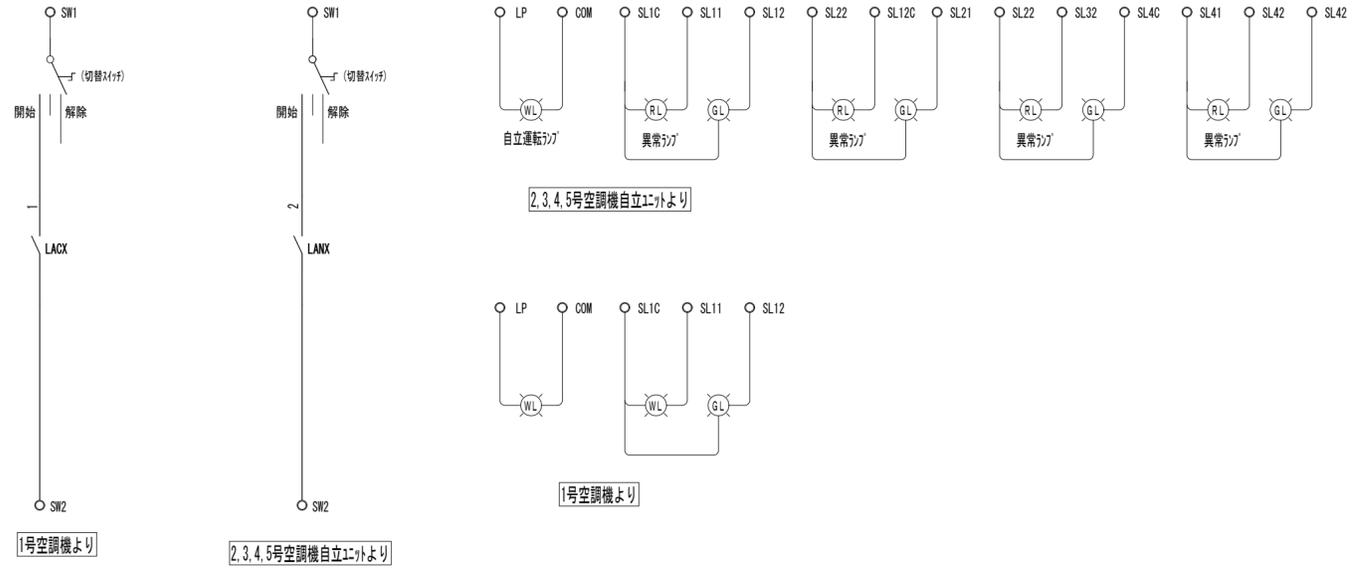
| 盤記号 | 盤内系統 | 分岐回路 | 分岐回路 | | | 負荷名称 | 負荷容量 (想定容量) VA | 備 考 | | |
|--------------------|------------|------|------|------|------|------|----------------------|------------|---|---------------|
| | | | 回路番号 | 回路電圧 | MCCB | | | | ELCB | 開閉器容量 |
| 分 電 盤 | 制御室 | | | | P | AF | AT | | | |
| 主開閉器容量 | MCCB 2P30A | | | | | | | | | |
| 1φ 2W 既存携帯発電機接続 | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | アリーナ電灯 | 1170 既設MCCB2Pを機械的ロック開閉器に交換し GHP発電機盤と携帯発電機が混線しないようにする (混食防止の為) | |
| | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | ステージ電灯 | 400 | |
| | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | 玄関、便所電灯 | 220 | |
| | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | 予 備 | (空調機未使用時は既存携帯発電機接続) | |
| | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | アリーナコンセント | 1500 | コンセント用回路 改修無し |
| | | | 100 | ○ | 2 | 50 | 20 | ステージ横コンセント | 1500 | |



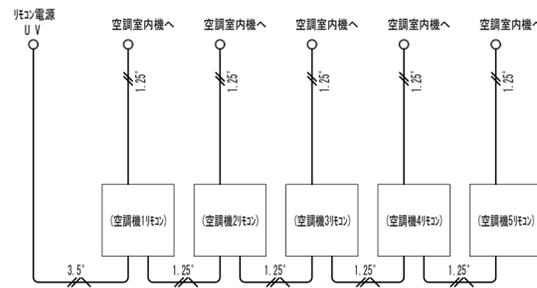
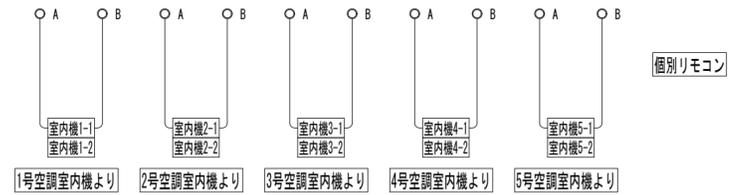
| | | |
|----------|-------------|-------|
| 設置場所 | 物置 A | |
| 盤名称 | 空調機リモコン収納盤 | |
| キャビネット形式 | 屋内 露出壁掛型 | |
| 電気方式 | 種別 | 一般回路 |
| | 相数 | 1φ 2W |
| | 電圧 | 100V |
| 負荷容量 | | |
| 主幹器具 | 定格電流 (A) | 30 |
| | 定格遮断電流 (KA) | 5.0 |

SS製 屋内壁掛型 (参考寸法 700x800x200)

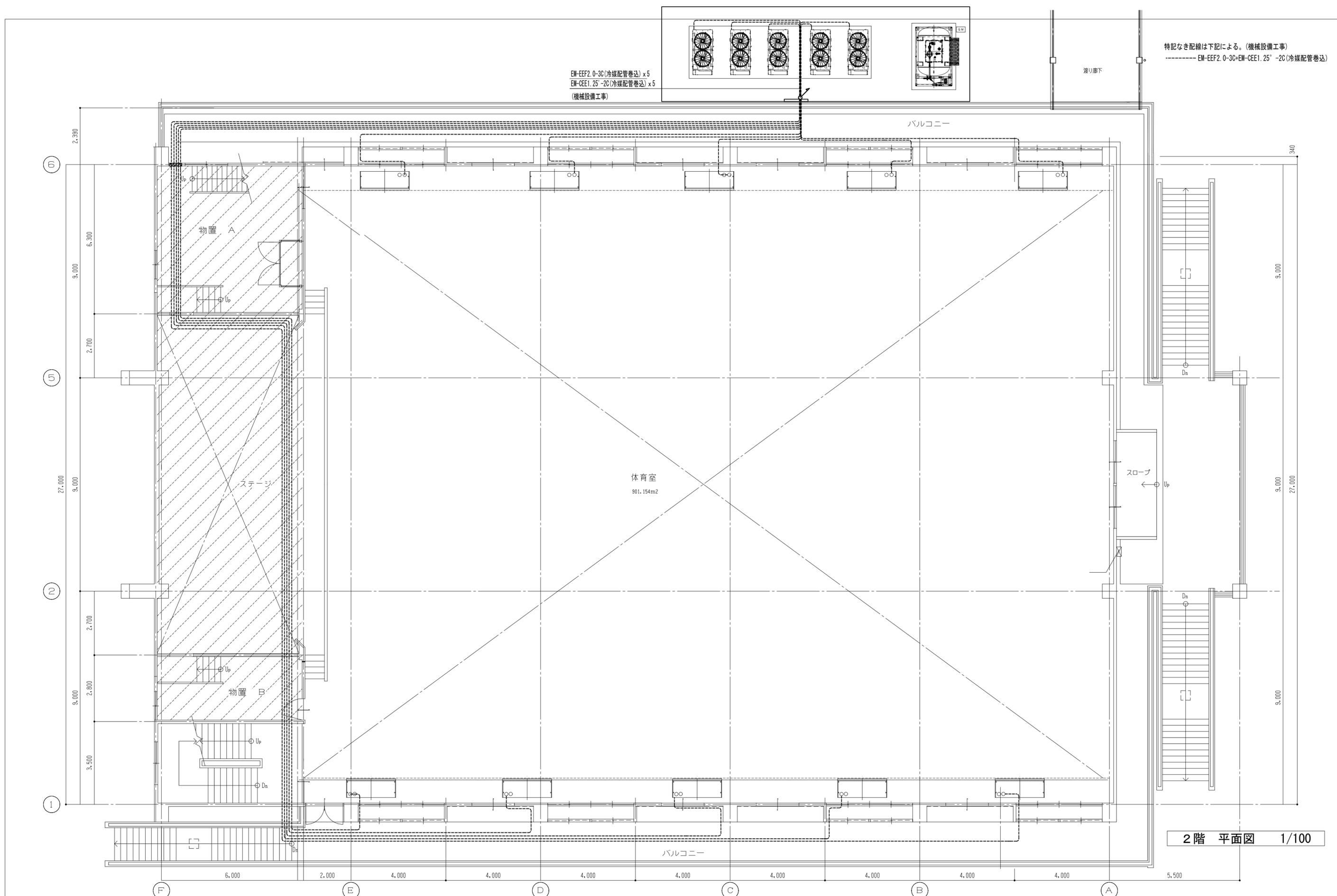
内部回路 参考図



盤取付機器等は機械設備支給品取付

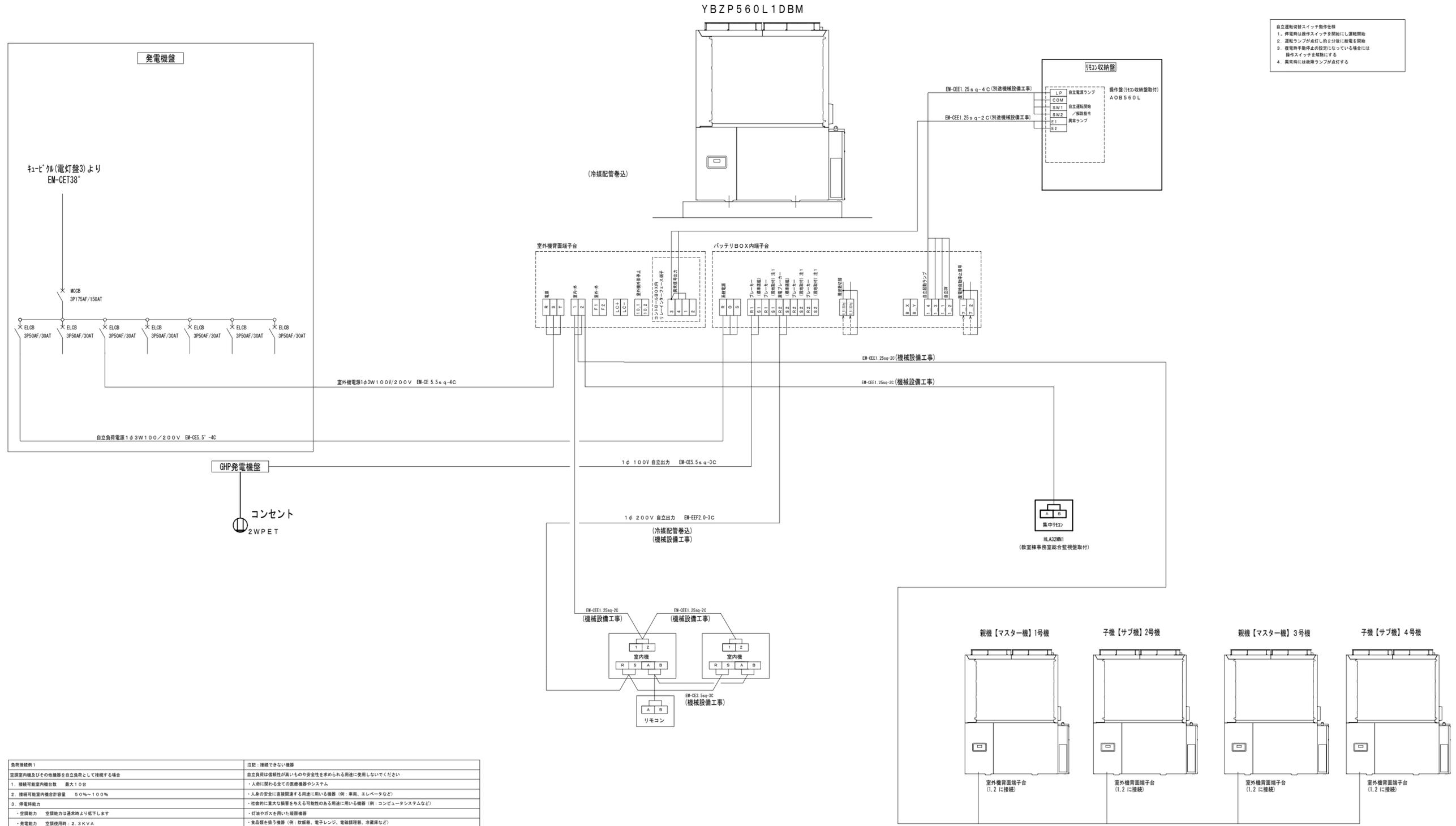


| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------|--|--|----|----|----------------------------|-------|-------|------|
| 訂正 | 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 | | | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. | |
| | 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 | | | 発行 | | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | | | |
| | 図面名称 | | | | | | 縮尺 | 整理No. | E-08 |
| | 空調リモコン収納盤 | | | | | | NON | | |



| | | | | | |
|----|---|----|----------------------------|-------|-------|
| 訂正 | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. |
| | 発行 | | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | | E-09 |
| | 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 | | 図面名称 | 縮尺 | 整理No. |
| | | | 空調室内機電源・制御配線 2階平面図 | 1:100 | |

自立運転切替スイッチ動作仕様
 1. 停電時は操縦スイッチを閉鎖し運転開始
 2. 運転ランプが点灯し約2分後に給電を開始
 3. 停電時手動停止の設定になっている場合には操作スイッチを解除にする
 4. 異常時には故障ランプが点灯する

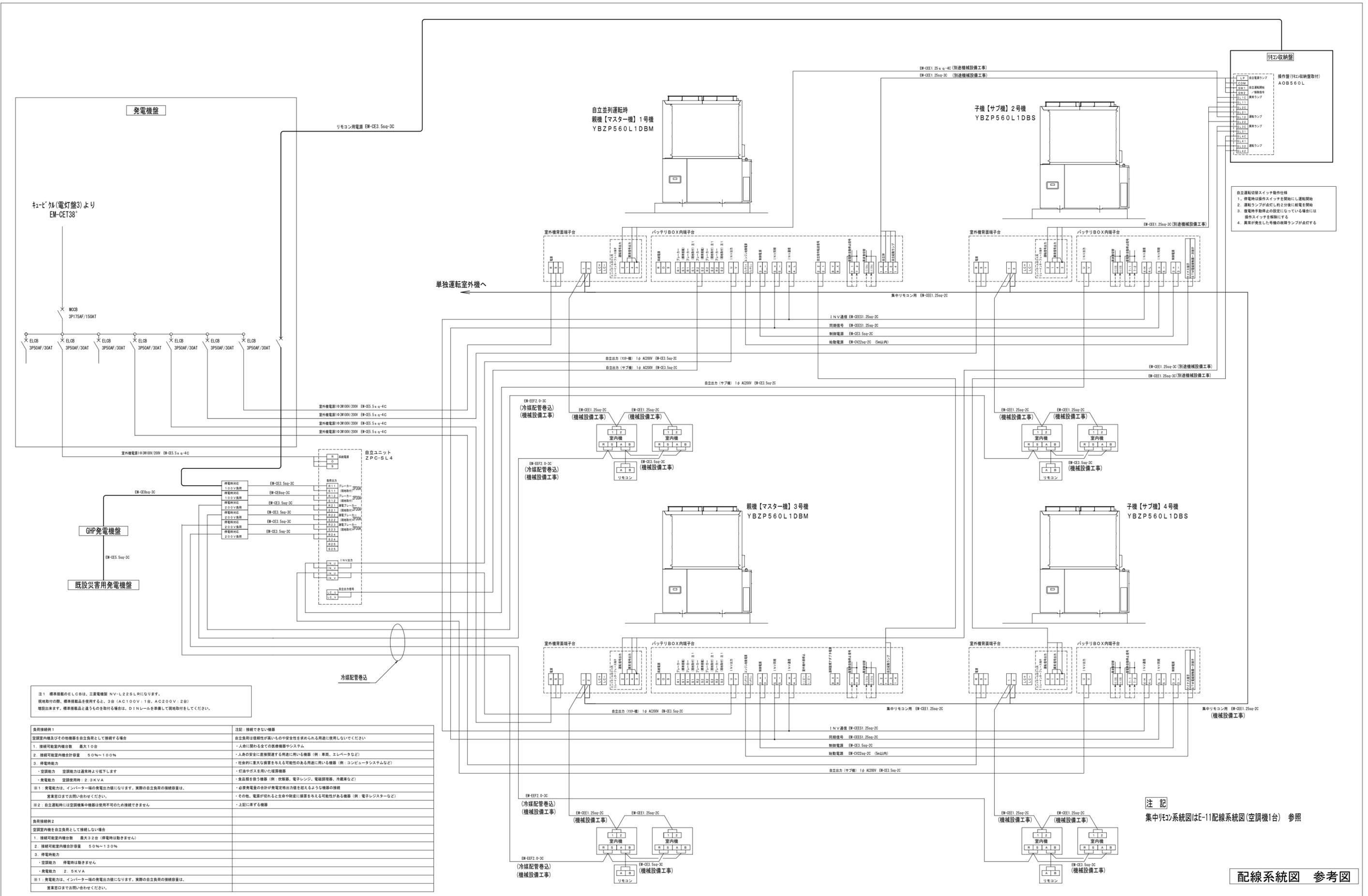


| 負荷接続例1 | 注記：接続できない機器 |
|--|--|
| 空調室内機及びその他機器を自立負荷として接続する場合 | 自立負荷は信頼性が高いものや安全性を求められる用途に使用しないでください |
| 1. 接続可能室内機台数 最大10台 | ・人命に関わる全ての医療機器やシステム |
| 2. 接続可能室内機合計容量 50%~100% | ・人命の安全に直接関連する用途に用いる機器 (例：車庫、エレベータなど) |
| 3. 停電時能力 | ・社会的に重大な損害を及ぼす可能性がある用途に用いる機器 (例：コンピュータシステムなど) |
| ・空調能力 空調能力は通常時より低下します | ・灯油やガスを用いた暖房機器 |
| ・発電能力 空調使用時：2.3KVA | ・食品類を扱う機器 (例：炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫など) |
| ※1：発電能力は、インバーター種の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、 | ・必要発電量の合計が発電定格出力値を超えるような機器の接続 |
| 営業窓口までお問い合わせください。 | ・その他、電源が切れると生命や財産に損害を及ぼす可能性がある機器 (例：電子レジスターなど) |
| ※2：自立運転時には空調機集中制御は使用不可のため接続できません | ・上記に準ずる機器 |
| 負荷接続例2 | |
| 空調室内機を自立負荷として接続しない場合 | |
| 1. 接続可能室内機台数 最大32台 (停電時は動きません) | |
| 2. 接続可能室内機合計容量 50%~130% | |
| 3. 停電時能力 | |
| ・空調能力 停電時は動きません | |
| ・発電能力 2.5KVA | |
| ※1：発電能力は、インバーター種の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、 | |
| 営業窓口までお問い合わせください。 | |

注1 標準搭載のELCOは、三菱電機製 NV-L22SLにのみ対応します。
 現地取付の際、標準搭載品を使用すると、3台 (AC100V・1台、AC200V・2台) 増設出来ます。標準搭載品と違うものを取付る場合は、DINレールを準備して現地取付をしてください。

配線系統図 参考図

| | | | | | |
|----|---|----|----------------------------|-------|-------|
| 訂正 | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. |
| | 発行 | | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | | |
| | 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大森登録第164276号 中野 和敏 | | 図面名称 | 縮尺 | E-10 |
| | | | 配線系統図 (空調機1台) | NON | |



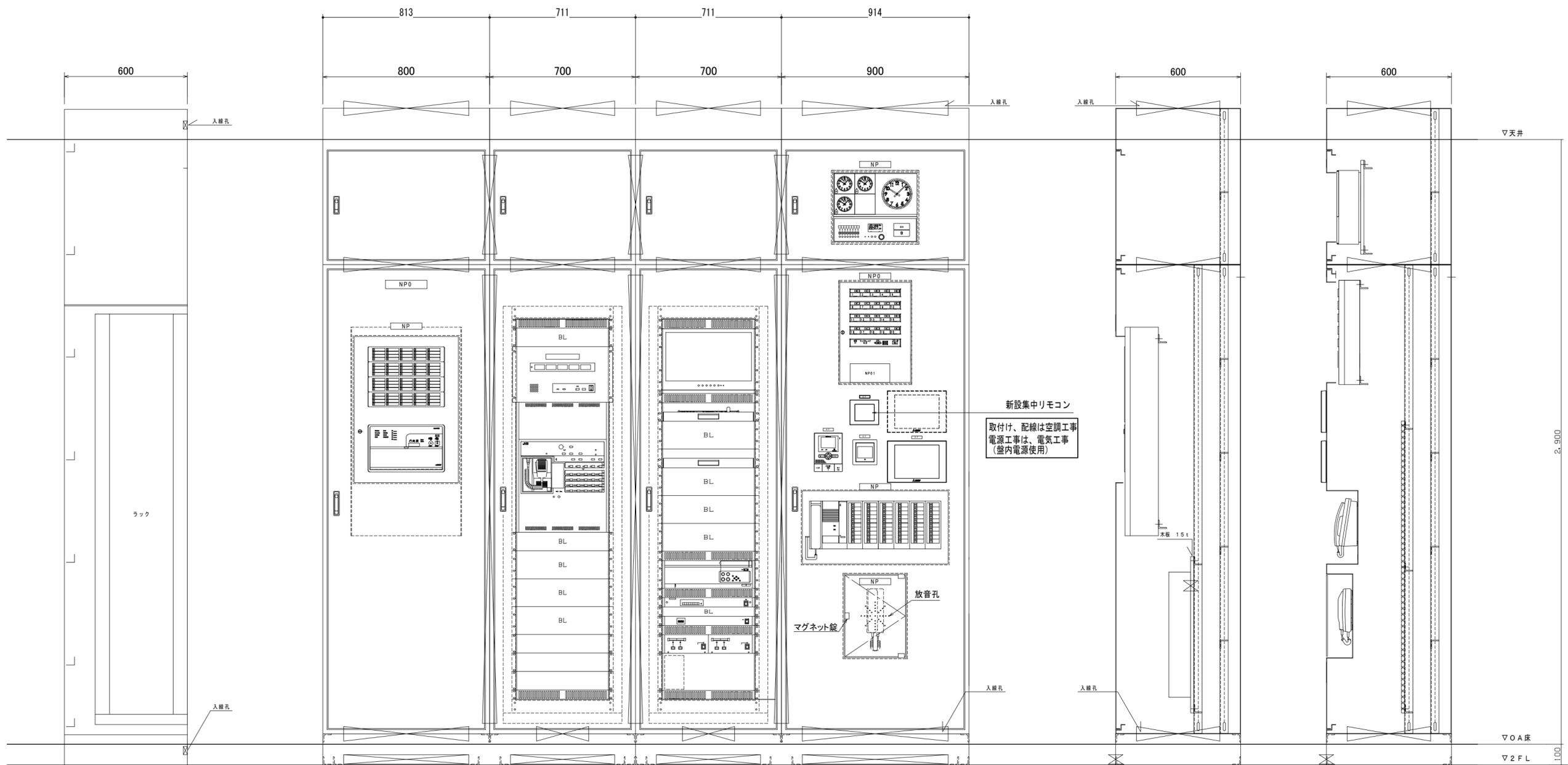
注1 標準規格のELCBは、三菱電機製 NV-L22SLRになります。
 現地取付の際、標準規格品を使用すると、3台(AC100V:1台、AC200V:2台)
 増設出来ます。標準規格品と違うものを取付の場合は、DINレールを準備して現地取付をしてください。

| 負荷接続例1 | 注記 |
|--|---|
| 空調室内機及びその他機器を自立負荷として接続する場合 1. 接続可能室内機台数 最大10台 2. 接続可能室内機合計容量 50%~100% 3. 停電時能力 ・空調能力 空調能力は通常時より低下します ・負電能力 空調使用時: 2.3KVA ※1: 負電能力は、インバーター機の負電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。 ※2: 自立運転時には空調機集中制御は使用不可のため接続できません | 注記: 接続できない機器 自立負荷は信頼性が高いものや安全性を求められる用途に使用しないでください ・人命に関わる全ての医療機器やシステム ・人身の安全に直接関連する用途に用いる機器(例: 車庫、エレベーターなど) ・社会的に重大な損害を及ぼす可能性のある用途に用いる機器(例: コンピュータシステムなど) ・灯油やガスを用いた暖房機器 ・食品類を扱う機器(例: 炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫など) ・必要電圧の合計が負電定格出力値を超えるような機器の接続 ・その他、電源が切れると生命や財産に損害を及ぼす可能性のある機器(例: 電子レジスターなど) ・上記に準ずる機器 |
| 負荷接続例2 | 注記 |
| 空調室内機を自立負荷として接続しない場合 1. 接続可能室内機台数 最大32台(停電時は動きません) 2. 接続可能室内機合計容量 50%~130% 3. 停電時能力 ・空調能力 停電時は動きません ・負電能力 2.5KVA ※1: 負電能力は、インバーター機の負電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。 | |

注記
 集中リコン系統図はE-11配線系統図(空調機1台) 参照

配線系統図 参考図

| | | | | | | |
|----|--------------------------|----|----|----------------------------|-------|-------|
| 訂正 | 株式会社デザイン 鳴門事務所 | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. |
| | 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 | 発行 | | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | | E-11 |
| | | | | 図面名称 | 縮尺 | 整理No. |
| | | | | 配線系統図(空調機4台並列) | NON | |



1
2

1

2

3

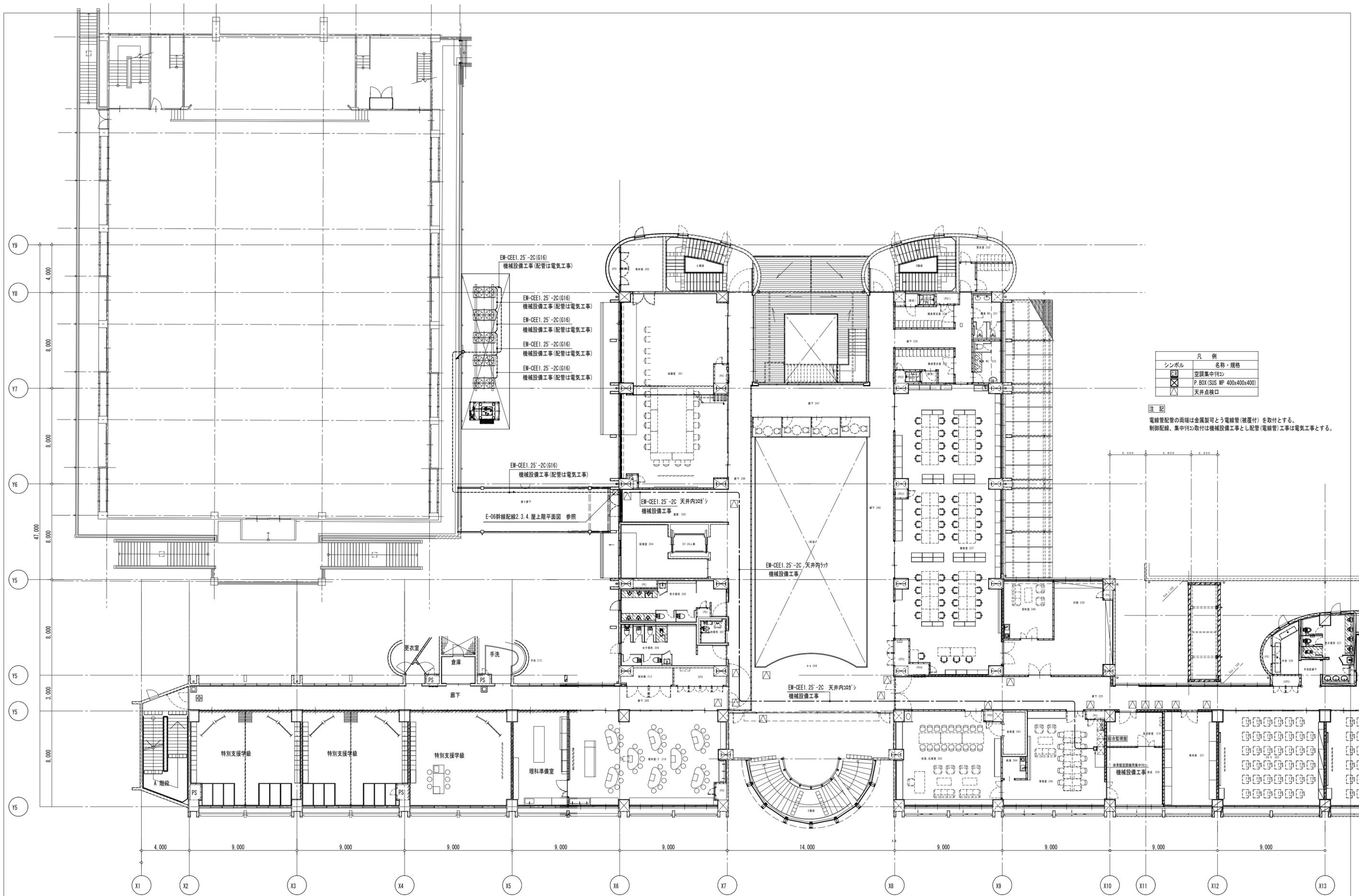
4

3

4

(注記)
1. 新設体育館RHP奥電機集線室の集中リモコンを取り付ける。

| | | | | | | | | | |
|----|---|--|--|--|----|----|--|-------|---------------|
| 訂正 | 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 | | | | 作成 | 承認 | 工事名称 | 設計No. | 図面No. E-12 |
| | | | | | 発行 | | 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 総合監視盤(集中リモコン) 姿図 | 図面名称 | |



EM-CCE1.25-2C (G16)
機械設備工事 (配管は電気工事)

E-06幹線配線2.3.4.屋上階平面図 参照

EM-CCE1.25-2C 天井内200 \times 700
機械設備工事

EM-CCE1.25-2C 天井内700 \times 700
機械設備工事

EM-CCE1.25-2C 天井内200 \times 700
機械設備工事

| 凡 例 | |
|------|----------------------------|
| シンボル | 名称・規格 |
| | 空調集中リフト |
| | P-BOX (SUS WP 400x400x400) |
| | 天井点検口 |

【注 記】
電線管配管の両端は金属製可とう電線管 (被覆付) を取付とする。
制御配線、集中リフト取付は機械設備工事とし配管 (電線管) 工事は電気工事とする。

| | | | | | | | |
|----|---|--|----|----|------------------------------------|-------------|---------------|
| 訂正 | 株式会社歩デザイン 鳴門事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 | | 作成 | 承認 | 工事名称 鳴門市第一中学校屋内運動場空調設備工事のうち電気工事 | 設計No. | 図面No. E-13 |
| | | | 発行 | | 図面名称 集中リフト配線 2階平面図 | 縮尺 1:200 | |